

令和7年度
岡山市移住促進に関する情報発信
業務委託仕様書（案）

令和7年4月
岡山市おかやまぐらし推進室

第1章 総則

- 1 業務の目的
- 2 適用範囲
- 3 法令・条例等の適用
- 4 秘密の保持
- 5 再委託
- 6 損害の賠償
- 7 貸与資料
- 8 プロジェクト管理
- 9 提出書類等
- 10 品質管理・保証等
- 11 報告義務
- 12 提出物・成果品等
- 13 完了検査
- 14 知的財産権等
- 15 成果品の利用
- 16 成果品の契約不適合責任
- 17 業務期間
- 18 協議
- 19 その他

第2章 仕様概要

- 1 本業務の戦略とそれに基づいた実施計画
- 2 ウェブサイトの運用・更新
- 3 ウェブサイトの運用環境
- 4 ウェブサイトへのコンテンツの追加
- 5 各種メディアへの広告掲載
- 6 会議の実施
- 7 業務報告書
- 8 セキュリティチェック
- 9 その他の独自提案
- 10 その他

第1章 総則

1 業務の目的

東日本大震災以降、災害の少なさや温暖な気候、交通結節点としての利便性の高さなどから「岡山市＝安全・安心で住みやすい都市」という全国的な認知度が高まった。その後、新型コロナウイルスの感染拡大により生じた地方移住への関心の高まりもあり、近年、岡山市への移住相談者数が大幅に増加している。

岡山市では、様々な移住に関連する相談にワンストップで対応するため、平成 25 年度から「移住定住支援室（現おかやまぐらし推進室）」を設置するとともに、平成 26 年度には岡山市への移住を促進する情報サイト「おかやませいかつ（<https://okayama-life.jp/>）」（以下「ウェブサイト」という。）を開設し、運用している。

本業務は本市の移住・定住に関連する情報発信事業を実施してきたウェブサイトの運営、コンテンツ等の更新、追加及びその他の業務を引き続き行うものである。

また、岡山市への移住に関心がある層には、岡山市に対して

- ①気候が温暖で、食べ物もおいしそうで過ごしやすそう
- ②災害（とくに地震）が少なく安全そう
- ③都会過ぎず、田舎過ぎない、ほどよい便利さ

といったイメージを持っている人の割合が多い。

そこで、子育て世代を中心に、上記①②③に関心がある層に岡山市の存在を知っていただき、ウェブサイトに誘導するプロモーションを行う。

上記を実施することにより、岡山市への移住を検討の選択肢に入れる人を増やすことにより、岡山市への移住を促進することを目的とする。

2 適用範囲

令和 7 年度岡山市移住促進に関する情報発信業務委託仕様書（以下「本仕様書」という。）は、岡山市が受託者に委託する本業務全般の基本的内容について定めるものである。

また、本仕様書に明記されていない事項でも、必要と思われるものについては、本市監督員（以下「監督員」という。）と協議の上、受託者の責任において誠実に履行すること。

3 法令・条例等の適用

受託者は、業務の実施にあたり、次に掲げる法令・条例等はこれを遵守しなければならない。

- (1) 岡山市契約規則（平成元年市規則第 63 号）
- (2) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）（以下「個人情報保護法」という。）
- (3) その他の関係法令

4 秘密の保持

(1) 受託者は、この契約に基づく委託業務の遂行に関し、知り得た秘密・個人情報を履行中はもちろんのこと履行期間終了後においても、これを他に漏えいし、または本業務以外の目的に使用してはならない。

(2) 受託者は、業務の遂行にあたっては、個人情報保護法及び岡山市情報セキュリティポリシー

- 一を遵守し、取得した個人情報、その取扱いに最大限の注意を払わなければならない。
- (3) 受託者は受託情報を保護するため、岡山市と個人情報保護法に基づく「市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書」を締結しなければならない。
 - (4) 受託者は、本業務において岡山市情報セキュリティポリシーにおける機密性3の情報資産(※)を取り扱う全ての従事者(再委託先等も含む)の所属、氏名、作業内容、取り扱う情報資産を記載した書面(以下「従事者名簿」という。)で本市に報告すること。また、システム障害発生時その他の場合において当初報告していない者が業務に従事する必要を生じたとき、または報告した従事者が従事しなくなったときは、改めて報告をすること。

※「機密性3の情報資産」とは、個人情報保護法に規定する個人情報、法令または条例の定めにより守秘義務を課されている行政情報(前述の個人情報を除く)、法人その他の団体に関する行政情報で漏えいすることにより当該団体の利益を害するおそれのあるもの、漏えいした場合、行政に対する信頼を著しく失墜するおそれのある行政情報、情報システムに係るパスワード及びシステム設定情報のこと。

5 再委託

- (1) 本業務を再委託する場合、事前に再委託範囲及び再委託先を岡山市に提示しその承認を得ること。
- (2) 再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は受託者の責任において解決すること。

6 損害の賠償

本業務遂行中に、受託者が岡山市若しくは第三者に損害を与えた場合または第三者から損害を受けた場合は、直ちに岡山市にその状況及び内容を書面により報告し、すべて受託者の責任において処理解決するものとし、岡山市は一切の責任を負わない。

7 貸与資料

- (1) 受託者が本業務を実施する上で必要となる資料等のうち、岡山市が提供することが可能な資料は、岡山市が受託者に無償で貸与するものとする。
- (2) 貸与された資料等は、その重要性を認識し取扱い及び保管を慎重に行うこと。また、本業務において、貸与した資料等は、契約期間満了後若しくは契約解除されたときまたは本業務履行上不要になった場合は岡山市に返還しなければならない。また、貸与資料等の複製物は適切に廃棄するなど岡山市の指示に従った処置を行うこと。

8 プロジェクト管理

受託者は、岡山市の視点に立って、本業務が効率的かつ適正に実施されるように、また、本業務の目的や岡山市の要求するサービス水準を達成できるように、すべての工程におけるプロジェクト管理(各作業の進捗状況の把握、岡山市が見落としがちな要件の指摘、品質レビューの実施、課題・問題点の早期発見と解決策の検討・実施、岡山市への迅速な状況報告等)を徹底すること。

プロジェクト管理を行う者は、十分なコミュニケーション能力を持つのみならず適切な課題解決策、方法論を提案でき、実績や知見、新たな発想等に基づいて、円滑・確実にプロジェクト推進できる能力を有すること。また、プロジェクトの要員の作業分担と作業量を適切に把握・管理し、計画の遅れが生じるなどの課題・問題等が発生した場合は、早急に原因を調査し、要員の追加や担当者の変更等、体制の見直しを含むリカバリプランを提示し、岡山市の承認を得た上で、これを実施すること。

9 提出書類等

- (1) 岡山市に提出するもののうち、書類については、すべて A4 版（やむを得ないものについては、一部 A3 版でも可とする）にて作成すること。
- (2) 岡山市の承諾を得た電子データについては、岡山市の情報セキュリティポリシーを遵守した上で、電子メール、大容量ファイル転送サービスなどを利用して提出できるものとする。

10 品質管理・保証等

受託者は、本業務を遂行するにあたり、適切な品質管理の実施及び品質の保証を行うとともに、必要な企画立案能力、技術的能力の向上に努めなければならない。

11 報告義務

- (1) 本業務の実施期間中において、受託者は岡山市と緊密な連絡に努め作業を遂行しなければならない。また、岡山市は必要に応じて本業務の実施状況を調査し、または報告を求められることができることとする。なお、打ち合わせで決定し、または岡山市が指示した事項について、受託者は、定期的にその進捗を報告すること。
- (2) 本業務の実施中にトラブルが発生した場合には、必要な処置を講じるとともに、直ちに岡山市に報告しなければならない。また、処置を行った場合は、処置後に報告書を提出すること。

12 提出物・成果品等

本業務にかかる提出物・成果品等は下表のとおりとする。期限までに岡山市に提出し、承認を得ること。なお、提出方法は、特に指定がない場合は、書面、電子データのいずれの方法でもよいものとする。

提出物・成果品等	提出方法等	期限等	備考
課税事業者届出書	書面	契約後速やかに	
委託業務着手届	書面	契約後速やかに	
工程表	書面	着手すべき時期まで	
実施計画書		契約後速やかに	広告の計画も含む
業務責任者届	書面	契約後速やかに	
再委託通知書	書面	本業務の一部を再委託する前	本業務の一部を再委託する場合に限る。
覚書	書面	契約時	
議事録		会議後 1 週間以内	
ペンディング管理台帳		会議後 1 週間以内もしくは更新後速やかに	

従事者名簿	書面	契約後速やかに	当初報告していない者が業務に従事する必要を生じたとき、または報告した従事者が従事しなくなったときも随時
業務引継書		令和 8 年 3 月 31 日	ウェブサイトを管理・運営するために必要となるシステム構成、仕様、運用マニュアル、コンテンツの管理表(コンテンツの概要、作業履歴及び著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利・利益及び肖像権、パブリシティ権その他法的保護に値するとされている第三者の権利・利益の保持者等の内容などがわかる整理表)、本事業及び本業務の遂行上の留意点など
ウェブサイトにて公開したデータ	電子データ	令和 8 年 3 月 31 日	html ファイル、css ファイル、プログラム関連ファイル、本業務で作成または取得した映像、画像及び音楽等(公開されなかったものを含む)のデータ
移住者インタビューの動画データ	Windows 標準で再生できる電子データ	令和 8 年 3 月 31 日	動画の画角は 16:9 とし、画質はハイビジョン。
PR 動画のデータ	Windows 標準で再生できる電子データ	令和 8 年 3 月 31 日	動画の画角は 16:9 とし、画質はハイビジョン。
広告の報告		当該広告掲載終了後 10 日以内	掲載した広告の内容、単価、クリック数、表示回数、クリック率などの実績
委託業務完了通知書	書面	令和 8 年 3 月 31 日	
事業報告書	書面及び電子データ	令和 8 年 3 月 31 日	実施報告・評価・検証を盛り込んだもの

13 完了検査

受託者は、全作業工程を完了した時点で、岡山市の定める委託業務完了通知書（以下「完了通知書」という。）を提出し、岡山市の検査を受けるものとする。岡山市は完了通知書を受理した日から起算して 10 日以内に検査するものとする。

14 知的財産権等

- (1) 受託者は、委託の目的物が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいい、第 27 条、第 28 条に定める権利を含む。）を、当該著作物の引渡し時に岡山市に無償で譲渡するものとする。
- (2) 受託者は、委託の目的物が著作物に該当する場合において、岡山市並びに岡山市より正当に権利を取得した第三者及び当該第三者から権利を承継した者に対し著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しない。
- (3) 本業務を実施するにあたり、第三者が権利を有する素材（タレント等の著名人、キャラクター、音楽等）を使用する場合には、受託者の負担により岡山市と当該第三者との間でライセンス契約の締結等、必要な措置を講ずるものとする。
- (4) 受託者は、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利・利益及び肖像権、パブリシティ権その他法的保護に値するとされている第三者の権利・利益の対象となっている素材・材料、履行方法等を使用する場合には、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- (5) 本委託業務において、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、受託者

の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、岡山市に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。

15 成果品の利用

- (1) 岡山市は、本業務で制作された成果品を期間の制限なく無償で、インターネット、印刷物、DVD、講演・講習、放送番組等のあらゆる媒体、手段・手法により公表（公開、配布、放送等）できるものとする。
- (2) 岡山市は、本業務で制作された成果品を、本業務の目的若しくは運営上の必要または本市の業務の必要により、内容を著しく損なわない範囲でその一部を削除、編集または表現方法等を変更するなど自由に編集・加工して使用、保存及び公表（公開、配布、放送等）することができるものとする。
- (3) (1) 及び (2) の規定にかかわらず、成果品に第三者が権利を保有する素材を使用した場合において、受託者と当該権利保有者との契約内容により、成果品を業務期間終了後も、期間・態様の制限なく利用することは難しいと岡山市が判断した場合は、双方協議の上、岡山市は、成果品の利用期間の限定、利用態様の限定を行うものとする。

16 成果品の契約不適合責任

- (1) 納品後に成果品に「契約不適合」が発見された場合は、岡山市の指示に従い必要な処理を受託者の負担において行うこと。
- (2) 成果品の納品後1年を保証期間とし、保証期間内に品質基準を満たしていないことが判明した場合は、委託者の指示に基づき受託者の責任において関連する項目を再検査し、不良個所を修正すること。

17 業務期間

本業務の期間は、契約日から令和8年3月31日（火曜日）までとする。

18 協議

- (1) 本業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は各々の業務について岡山市と常に密接な連絡に努め、本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、岡山市と受託者で協議の上、岡山市の指示に従い、業務を遂行すること。
- (2) 岡山市において必要と認められた時は、作業の変更または中止をすることがある。この場合の変更について、委託契約書に明記されていない場合は、両者の協議により定めるものとする。
- (3) 岡山市は、業務責任者及びその他の従事者（業務の一部を委任された者、業務の一部を下請けする者を含む。）について、業務の履行または管理に関して著しく不相当と認められる者があるときは、受託者に対して、その理由を明示して、必要な措置をとることを請求することができるものとする。

19 その他

- (1) 受託者は、岡山市が情報セキュリティに関連する調査、監査等に対応する場合には可能な限り協力を行うこと。
- (2) 本業務に伴う必要な経費は、受託者が負担すること。
- (3) 本業務に係る各種の証拠書類については、事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (4) 受託者は、緊急連絡先を岡山市に提供し、有事の際は24時間対応すること。

第2章 仕様概要

業務の目的を達成するため、下記の業務内容を実施するために必要な全ての業務を実施すること。主な業務の概要を、以下に示す。

1 本業務の戦略とそれに基づいた実施計画

本業務の目的を真に理解し、その目的達成に向けた最も効果的な戦略（SEO(*1)や UI(*2)の考え方を含む）と、それに基づいた具体的な実施計画、実施体制を作成し実施すること。

実施計画については、業務内容や、その他受託者が提案する企画内容を有機的に連動させ、相乗効果を図り、一体化した情報発信となるよう計画を作成すること。なお、ウェブサイトの年間の目標ページビュー数は18万回以上とする。

*1 SEO … Search Engine Optimization

*2 UI … User Interface

【提案項目】

- 本業務の目的及び目標の達成に向けた戦略の考え方（SEO や UI の考え方を含む）、それに基づいた具体的な実施計画（作業スケジュール案）、実施体制及び提案額とその内訳を作成し提案すること。
- 令和2年（2020年）以降に国または地方公共団体から受託した、Webサイトの運用、広告の掲載に係る業務実績がある場合は、発注者名、受託業務名、契約期間、関わったWebサイトのURL、業務内容の概要について、記載しても支障がない範囲で1業務以上記載すること。同様に、PR動画の作成、インタビュー記事の作成実績がある場合も発注者名、受託業務名、契約期間、作成した動画や記事のURL、業務内容の概要について、記載しても支障がない範囲で記載すること。
- 提案書には、岡山市SDGs推進パートナーズへの登録の有無を記載すること。

2 ウェブサイトの運用・更新

(1) 運営・公開

- ①サイト名は、「おかやませいかつ」を引き続き使用すること。
- ② 契約期間中におけるハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク回線等、ウェブサイトの公開に必要なすべての環境を受託者の責任において用意すること。また、レンタルサーバー及びドメインについては、現在のものを継続して使用できるよう契約更新に必要な手続き及び更新後の費用負担を受託者にて行うこと。なお、更新する契約期間は12か月とする。その他のバックアップやセキュリティ等のサービスも同様とする。
- ③ウェブサイトが利用する環境は、下表の環境以上とし、本業務における利用開始の月から1年間以上利用でき、次の年以降の継続利用が可能なものとする。

項目	内容
利用サーバ	さくらのマネージドサーバ ミディアムプラン
ディスク容量	1TB
メモリ	16GB
OS	FreeBSD
ファイアウォール設定	可

バックアップ	8 世代
SSL	GlobalSign クイック認証 SSL
ドメイン管理	お名前.com (GMO インターネットグループ株式会社)
セキュリティ対策	WAF 標準搭載 国外 IP アドレスフィルタ
ミドルウェア	Apache2.4 PHP8.2 MySQL5.7 Perl5.32.x
CDN	300GB/月

【ウェブサイトの公開環境に関する現在の契約状況】

- サーバ契約期間：令和7年11月30日まで
- ドメイン契約期間 (okayama-life.jp)：令和7年10月31日まで
- 認証証明書 (暗号化通信)：令和8年1月20日まで

③次年度以降もウェブサイト運用する場合に備え、次年度の受託者にスムーズな引き継ぎができるよう再構築・運営等を行うとともに、ウェブサイト管理・運営のために必要となるシステム構成、仕様、運用マニュアル、コンテンツの管理表（コンテンツの概要、作業履歴及び著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利・利益及び肖像権、パブリシティ権その他法的保護に値するとされている第三者の権利・利益の保持者等の内容などがわかる整理表）などのドキュメントを業務引継書として作成すること。また、本業務期間終了後も、岡山市がウェブサイトの運営業務を滞りなく行うことができるよう、随時、本事業及び本業務の遂行上の留意点等も業務引継書にまとめておくこと。

(2) 更新

以下①～③の更新については、それぞれ別の作業として見積もること。

- ①既存ページの更新や新規ページの作成にあたっては、容易に欲しい情報を取得できるよう、移住希望者の立場に立ってわかりやすい構成とすること。また、他の関連サイト等への単なるリンクではなく、サイトの中で移住希望者が欲する情報を十分に提供できる構成にすること。サイトの更新回数は最低13回、新規ページ作成回数は最低1回を想定している。
- ②ウェブサイト内の仕事、住まい、子育て、教育、医療・福祉、「5分でわかる岡山の魅力」のページ内にあるランキング（「ランキングで見る岡山市の～」全20種類）について、最新のデータを調査・確認したうえで、年1回以上更新すること。移住意欲を高められるようなデータやランキングがあれば、積極的に提案すること。
- ③ウェブサイト内の各行政情報（制度・担当部署）を時点更新すること。更新にあたり、各担当部署との連絡、調整、更新内容の確認は受託者において行うこと。
- ④上記①から③までの作業に必要な担当部署の一覧は岡山市が提供する。

3 ウェブサイトの運用環境

(1) 信頼性

- ① 定期的なメンテナンスなどの必要な作業時間を除き、原則として 24 時間 365 日利用可能であること。
- ② ウェブサイトの平均応答速度は 3 秒以内であること。
- ③ 停電時には、無停電電源装置が作動し、ハード、ソフト、データが破損しないこと。
- ④ 地震等の災害時、コンピュータ室が破壊されても、システムやデータを復旧できること。
- ⑤ 障害が発生した場合は、その障害の内容を確認後直ちに岡山市に報告するとともに、その発生を確認してから 48 時間以内に必要な対策を講じること。

(2) セキュリティ対策

- ① 受託者は、ウェブサイトへのアクセス状況及び不正アクセスを監視する等により、サイバー攻撃、改ざん防止対策、セキュリティホール対策を適切に講じること。
- ② ウェブサイトの運用に際して使用するミドルウェアは、新しいバージョンがリリースされた場合は、運用上の支障がないことを確認のうえ、適用すること。運用上の支障が生じる場合は、岡山市に報告するとともに、その対応について協議すること。
- ③ 受託者は、コンピューターウイルス等、悪意のあるプログラムの侵入を防止するため、信頼性の高いウイルス対策ソフトを導入し、かつ、最新のバージョンのパターンファイルを適用する等により、適切にウェブサイトを運用すること。
- ④ 受託者が適切な対応を怠り、岡山市または第三者が損害を受けた場合は、すべて受託者の責任と負担により、信頼回復、原状回復、及びその他賠償等について対応すること。
- ⑤ ウェブサイトのバックアップが適切になされていること。

(3) 保守性・拡張性

- ① サブドメインを使用し、本番環境と同じテスト環境を構築すること。ただし、SSL 証明書を導入し、契約及び更新に必要な手続きや更新後の費用負担を受託者にて行うこと。なお、更新する契約期間は 12 か月とする。本業務における利用開始の月から 1 年間以上利用でき、次の年以降の継続利用が可能なものとする。
- ② 提案による

【独自提案項目】

- ウェブサイトの保守性や拡張性を高める工夫があれば、その機能を実装する場合としない場合についての保守性や拡張性の比較（作業工数、即時性などの違い）、その機能の実装によるメリット・デメリットと合わせて提案すること。

4 ウェブサイトへのコンテンツの追加

(1) 岡山市への移住者のインタビュー動画の作成

- ① 本業務のターゲットへ訴求効果の高そうな内容を受託者にて考案すること。
- ② 動画の内容や長さは、ウェブサイトのコンテンツ「動画 okayama life (<https://okayama-life.jp/lifelist>)」を参考とし、移住のきっかけ、移住先に岡山市を選んだ理由、移住実現までの道のり、移住後の生活スタイル、移住者自身が感じる岡山

市の魅力など、ターゲットが「岡山市への移住」に魅力を感じることができるようなものとする。

- ③受託者にて撮影対象の選定、撮影交渉、取材、シナリオの作成、撮影、編集全般（映像・音声・ナレーション、テロップ入力等）を行うこと。
 - ④シナリオ完成時、動画の仮編集時の各段階で、岡山市との間でシナリオの確認・試写等を実施し、岡山市の要望に応じて適宜修正を行うこと。
 - ⑤特別な意図がある場合を除き、撮影は晴れた日に行うこととし、予備日を設けるなど柔軟に対応すること。
 - ⑥作成した動画は、一般的なインターネット環境にあるネットユーザーがストレスなく閲覧できる容量、ファイル形式にエンコードした上で公開すること。
 - ⑦動画の画角は 16:9 とし、ハイビジョン以上の品質とする。
 - ⑧撮影に要する日数は、1 本につき、下見を含めて 2 日間程度を想定している。
 - ⑨インタビュー動画は最低 1 本作成すること。
- (2) 岡山市の風景やイメージを伝える PR 動画の作成
- ①動画のテーマは、「アート巡り」、「プロスポーツチーム」など、本業務のターゲットの中の一部に対して訴求効果の高そうな内容とすること。
 - ②動画の長さは、ウェブサイトのコンテンツ「おかやま点描 (<https://okayama-life.jp/movie>)」を参考にすること。
 - ③動画の内容は、動画のテーマに基づき、岡山市と協議したうえで決定したものとする。
 - ④撮影に要する日数は、1 本につき、下見を含めて 3 日間程度を想定している。
 - ⑤動画に人物を出演させる場合は、原則として受託者で手配するものとする。ただし、ごく少数である、本格的な演技を必要としない、年代・性別・服装などに過度な条件がないなど、市と協議したうえで市が認めた場合は市が手配する。
 - ⑥「アート巡り」については、秋に開催される岡山芸術交流 2025、瀬戸内国際芸術祭 2025 の会期に間に合うよう、令和 7 年 9 月 5 日（金曜日）までに公開を目指すものとする。
 - ⑦その他については、第 2 章 5 (1) ③から⑦までと同様とする。
 - ⑧PR 動画は最低 1 本作成すること。
- (3) 岡山市への移住者のインタビュー記事の作成
- ①本業務のターゲットへ訴求効果の高そうな内容を受託者にて考案すること。
 - ②記事の内容は、ウェブサイトのコンテンツ「移住者インタビュー (<https://okayama-life.jp/interview>)」を参考とし、移住のきっかけ、移住先に岡山市を選んだ理由、移住実現までの道のり、移住後の生活スタイル、移住者自身が感じる岡山市の魅力など、移住者目線での情報を伝えられるものとする。
 - ③受託者にて取材対象の選定、シナリオの作成、撮影、編集全般（文字起こし、校正、校閲等）を行うこと。
 - ④シナリオ完成時、記事の仮編集時の各段階で、岡山市との間でシナリオ、記事の確認等を実施し、岡山市の要望に応じて適宜修正を行うこと。
 - ⑤取材に要する日数は、1 本につき 1 日間程度を想定している。
 - ⑥インタビュー記事は最低 1 本作成すること。

(4) その他のコンテンツの作成

①提案による。

(5) 作成した動画はインターネット上で公開するとともに、Windows 標準で再生可能な形式のデータで納品すること。

(6) (1) から (4) までに関する取材先への著作権等の説明・承諾

受託者は取材先に対し以下について説明し、あらかじめ承諾を得ておくこと。

①インターネットにより動画及び記事の配信を行うこと。

②取材内容が使用されない場合があること。

③制作した動画及び記事の著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利・利益及び肖像権、パブリシティ権その他法的保護に値するとされている第三者の権利・利益は、その内容が取材先から提供された情報に基づくものであっても、岡山市に帰属すること。

④岡山市は、本業務で制作された成果品を期間の制限なく無償で、インターネット、印刷物、DVD、講演・講習、放送番組等のあらゆる媒体、手段・手法により公表（公開、配布、放送等）できるものとする。

⑤岡山市は、本業務で制作された成果品を、本業務の目的若しくは運営上の必要または本市の業務の必要により、内容を著しく損なわない範囲でその一部を削除、編集または表現方法等を変更するなど自由に編集・加工して使用、保存及び公表（公開、配布、放送等）することができる。

【提案項目】

○上記 (5) (6) に留意した上で、(1) から (4) までのコンテンツについて提案すること。なお、「アート巡り」は岡山市内の美術館や街中にあるアート作品をめぐり、アートと身近な生活が送れることをアピールすること、「プロスポーツチーム」は岡山市内のプロスポーツチームを紹介し、スポーツが身近にあることをアピールすることを目的としている。

○(1) と (2) については、カット割りがある程度わかるような提案をすること。2 本以上の提案がある場合はそのうち最低 1 本以上カット割りがわかればよい。

○(3) については、どのような人物に対してどのようなテーマで記事を作成するか記載すること。

○(1) と (3) について同一人物の取材を想定している場合は、その旨を記載すること。

○(2) について、出演者の手配についての考え方を提案するとともに、例示したもの以外をテーマとする場合はその内容がわかるように提案すること。

【独自提案項目】

○(4) については、追加するコンテンツの内容を提案すること。

5 各種メディアへの広告掲載

(1) ウェブサイト及び岡山市への移住関連サイトへのアクセスを誘導するための広告掲載を行うこと。岡山市が開催するイベント等の広告も行うこと。なお、イベントの回数はオンライン 4 回、対面 1 回を想定している。

(2) 本業務の費用のうち、広告料は、提案による金額とする。

【提案項目】

- 本業務におけるウェブサイトの年間の目標ページビュー数を達成するために見込む広告料の額を提案すること。
- 提案された広告料は、本業務の委託料に含むものとする。

- (3) 受託者は、提案額の範囲内で効果的な広告の掲載計画を作成し、岡山市の承認を得た上で広告を掲載すること。
- (4) 広告の掲載に必要な素材（ディスプレイ広告用の画像など）を作成すること。
- (5) 広告の掲載期間が終了したら、当該広告の掲載を終えた日から 10 日以内に、掲載した広告の内容、単価、クリック数、表示回数、クリック率など、その広告の実績を報告すること。

6 会議の実施

- (1) 契約締結後、速やかに、仕様内容、作業スケジュール等の確認、協議等を行うために会議を開催するものとする。
- (2) 本業務の実施にあたっては、本業務を適正かつ円滑に実施するため、必要に応じて会議を開催し、進捗報告を行うとともに、業務上の課題があれば、監督員と協議の上、課題の内容や対応方法の検討、確認を行うこととする。頻度については、月に 1 回程度を想定している。
- (3) 緊急を要する事項が発生した場合、岡山市または受託者が必要と判断した場合は、別途、会議を開催する。
- (4) 会議にあたっては、原則対面とする。ただし、岡山市が了承した場合はオンラインでの開催も可能とする。
- (5) 会議時間はできるだけ短時間とし、長くても 1 時間を超えない程度を目安とする。
- (6) 会議終了後、受託者は 1 週間以内に議事録及びペンディングの管理台帳を作成し、岡山市の承認を得ること。

7 業務報告書

本業務における以下の項目について、その経過や実績を記載した事業報告を令和 8 年 3 月 31 日までに提出すること。

- (1) ウェブサイトの運用にかかる作業の経過
 - ① 「6 会議の実施」の会議の日時
 - ② 障害が発生した場合は、発生した日時、障害の内容、障害対応の経過記録
- (2) ウェブサイトのアクセスの状況
 - ① ページビュー数、直帰率、滞在時間（それぞれ、ページ（記事）ごと、月ごと）
- (3) 広告の掲載実績
 - ① 掲載期間、インプレッション数、クリック数、クリック率、単価、広告費（広告ごと）
- (4) サイトのコンテンツの充実にあたって、岡山市及び受託者双方からの、ウェブサイトに対するフィードバックのまとめ
- (5) ミドルウェアの将来の動向（サポート期限や、数年以内のアップデートの必要性など）のまとめ

【独自提案項目】

○上記の項目以外に、今後のサイト運営に有益な情報があれば提案すること。

8 セキュリティチェック

- (1) 脆弱性対策として、Web コンテンツに対するセキュリティチェックを1回以上行うこと。
- (2) 個人情報の漏洩リスクに関するセキュリティチェックも1回以上行うこと。
- (3) サイト内の画像等の著作権についてのチェックも可能な範囲で行うこと。

9 その他の独自提案

本仕様書に記載している事項以外に、受託者が最大限事業効果を得られると考える新たな提案があれば、概算予算額の範囲内で提案すること。

【独自提案項目】

- 本仕様書に記載している事項以外の提案があれば提案すること。
- 独自提案に係る経費も提案額に含めること。

10 その他

本事業の目的を達成するために、別途岡山市が指示する作業（最大10人日）を協議の上、実施すること。したがって見積額には、10人日に相当する経費を計上しておくこと。

【提案に際しての注意事項】

- (1) 本企画提案は、最適提案者を特定するためのものであり、**実際に契約を締結する際の仕様書は、最適提案者と協議の上で作成するものとする。**
- (2) 特に、第2章「7 業務報告書」に記載の内容は、提案の内容により変わる場合があること。
- (3) 提案に当たっては、公示、本仕様書及び資料を熟読のうえで行うこと。
- (4) 基本的には、提案書に記載された提案については仕様に反映することを前提として協議するため、確実に実施可能な提案をすること。
- (5) 一方で、必ずしも提案書に記載された提案を全て仕様に反映するとは限らないことにも留意すること。

資料

1 おかやませいかつのPV数とインターネット広告料の実績

年度	PV数	インターネット広告料
令和6年度(*)	102,573	1,000,000円
令和5年度	198,353	2,300,000円
令和4年度	251,395	3,100,000円
令和3年度	446,092	4,000,000円
令和2年度	418,373	2,750,000円
令和元年度	302,909	2,750,000円
平成30年度	246,052	2,000,000円
平成29年度	348,105	2,000,000円
平成28年度	359,474	2,000,000円
平成27年度	487,475	3,600,000円
平成26年度(*)	148,160	280,000円

(*) 令和6年度のPV数は12月まで、平成26年度は11月からの実績

※自然流入数も含む